

# 平成29年度 中国・四国ブロック 緊急消防援助隊合同訓練

EMERGENCY FIRE RESPONSE TEAMS

## 実施計画



主催 総務省消防庁

鳥取県／岡山県／広島県／山口県／徳島県／香川県／愛媛県／高知県／島根県

全国消防長会中国支部・四国支部

中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練実行委員会

## 目 次

I	訓練実施要綱	
1	訓練目的	1
2	訓練日時	1
3	訓練会場	1、2
4	主 催	2
5	参加部隊	2
6	参加機関	2
7	協力機関	2
8	訓練コンセプト	2
9	訓練想定	3
10	訓練項目	3、4
11	訓練進行	4
12	訓練の中止	5
II	訓練実施要領	
第1	基本的事項	
1	趣 旨	6
2	指揮体制	6
3	通信運用関係	6、7
第2	災害対策本部等設置運営訓練	8
第3	部隊参集訓練	9、10
第4	後方支援活動訓練	11、12
第5	災害即応訓練	12
第6	活動ミーティング	12
第7	激励巡視	13
第8	夜間訓練	14
第9	部隊運用訓練	15～17
III	解隊式及び訓練終了式	
1	実施日時	18
2	実施場所	18
3	参加部隊	18
4	進行要領	18

IV	訓練検討会	
1	実施日時	19
2	実施場所	19
3	参加者	19
4	その他	19
V	その他留意事項	
1	会場に関する事	19
2	訓練に関する事	19、20
VI	資料編	
1	別図1 訓練会場位置図	21
2	別図2 指揮体制図	22
3	別図3 緊急消防援助隊応援要請系統図	23
4	別図4 部隊移動指示系統図	24
5	別表1 合同訓練参加消防機関	25～27
6	別表2 合同訓練参加部隊一覧(車両・人員)	28
7	別表3 合同訓練内容	29
8	別表4 合同訓練タイムスケジュール 訓練1日目	30
9	別表5 合同訓練タイムスケジュール 訓練2日目	31
10	訓練項目別概要票 訓練1日目	32～46
11	訓練項目別概要票 訓練2日目	47～57
12	別紙1 後方支援活動訓練の留意事項	58
13	別紙2 後方支援活動における隊員除染について	59
14	別図5 訓練会場周辺図	60～68
15	別図6 テント配置図	69
16	別図7 後方支援活動訓練会場図	70
17	別図8 指揮車、支援車、拠点機能形成車、資機材搬送車 進入順路	71
18	別図9 激励巡視動線図	72
19	別図10-1、10-2 部隊移動経路図	73～74
20	別図11 部隊運用訓練会場全体図	75
21	別図12-1、12-2 訓練参加車両、支援車、関係機関 車両駐車場所	76～77
22	別図13-1、13-2 訓練参加車両出動経路図	78～79
23	別図14 解隊式及び訓練終了式隊列図	80
24	別図15 訓練会場退出経路図	81

# I 訓練実施要綱

## 1 訓練目的

島根県内における豪雨及び大規模地震の発生を想定し、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」、(平成29年3月28日消防広第93号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成26年3月5日消防広第5号。以下、「要請要綱」「運用要綱」「基本計画」という。)に基づく緊急消防援助隊の応援要請、部隊の参集及び配置等、実践に即した訓練計画を策定し、防災関係機関及び緊急消防援助隊相互の連携強化を図るとともに、島根県緊急消防援助隊受援計画を検証する。

## 2 訓練日時

平成29年10月20日(金)9時00分から10月21日(土)13時00分まで

## 3 訓練会場

- (1) 島根県庁(島根県松江市殿町1番地)  
災害対策本部、消防応援活動調整本部、医療政策班、航空運用調整班
- (2) 松江市役所(島根県松江市末次町<sup>すえつぐちょう</sup>86番地)  
災害対策本部
- (3) 安来市役所(島根県安来市安来町<sup>やすぎ</sup>878番地2)  
災害対策本部
- (4) 松江市消防本部(島根県松江市学園南1丁目17番3号)  
消防災害対策本部、指揮本部、指揮支援本部
- (5) 安来市消防本部(島根県安来市飯島町<sup>はしまちょう</sup>711番地1)  
消防災害対策本部、指揮本部、指揮支援本部
- (6) 島根県警察学校(島根県松江市西浜佐陀町<sup>にしはまきだちょう</sup>582番地2)  
指揮支援部隊長進出拠点、指揮支援隊進出拠点
- (7) 飯島工業団地緑地(島根県安来市飯島町692番地1)  
指揮支援隊進出拠点
- (8) 出雲空港(島根県出雲市斐川町<sup>ひかわちょうおきのす</sup>沖洲2608番地)  
ヘリベース
- (9) 松江市南消防署(島根県松江市矢田町<sup>やだちょう</sup>250番地199)  
県内消防応援隊進出拠点
- (10) 隠岐空港(島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889番地12)  
自衛隊輸送機による消防車両搭載卸下及び人員輸送(県内消防応援隊部隊参集)
- (11) 航空自衛隊美保基地(鳥取県境港市小篠津町<sup>こしのづちょう</sup>2258番地)  
自衛隊輸送機による人員輸送
- (12) 鳥取県消防学校(鳥取県米子市流通町<sup>りゅうつうちょう</sup>1350番地)  
陸上部隊進出拠点
- (13) 松江自動車道加茂岩倉パーキングエリア下り線(島根県雲南市加茂町<sup>かもちょう</sup>大崎189番地1)  
陸上部隊進出拠点

- (14) 島根県消防学校（島根県松江市乃木福富町735番地157）  
災害即応訓練、夜間訓練
- (15) 松江市北消防署 東部分署（島根県松江市美保関町下宇部尾1160番）  
災害即応訓練、燃料補給訓練
- (16) 松江総合運動公園（島根県松江市上乃木10丁目）  
後方支援活動訓練、燃料補給訓練
- (17) 中海ふれあい公園（島根県安来市穂日島町）  
部隊運用訓練

#### 4 主催

総務省消防庁

鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、島根県

全国消防長会中国支部・四国支部、中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練実行委員会

#### 5 参加部隊（別表1、2 P.25～28）

中国・四国地区（鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、島根県）各県緊急消防援助隊、広島市消防局指揮支援隊、岡山市消防局指揮支援隊、神戸市消防局指揮支援隊、島根県内消防応援隊

#### 6 参加機関

陸上自衛隊出雲駐屯地、航空自衛隊美保基地、第八管区海上保安本部美保航空基地、第八管区海上保安本部境海上保安部、島根県警察本部、DMAT指定医療機関、島根県生コンクリート工業組合、島根県石油協同組合、災害救助犬出動団体協議会

#### 7 協力機関

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所中海出張所、安来市土地改良区、安来中海干拓営農連絡協議会、有限会社丸和運輸、有限会社湯浅建材、有限会社奈良井建設、YMライン株式会社、株式会社山根、道の駅あらエッサ

#### 8 訓練コンセプト

##### (1) 設定

島根県が過去に経験した規模相応の豪雨による水災害の発生と、震度6強の直下型地震の発生が重なった、複合型の災害想定とする。

##### (2) 部隊移動

1日目の緊急消防援助隊等による即時災害対応によって被害が鎮静化した松江市では、応援部隊の活動終息を見込む一方、隣接被災地の安来市では更に被害拡大が継続して応援部隊増隊の必要が生じ、緊急消防援助隊の部隊移動の必要な措置を講じ、2日目の部隊運用訓練に移行する。

### (3) 他機関連携

西日本唯一の輸送機部隊を保有している航空自衛隊美保基地による部隊参集訓練に係る支援をはじめ、陸上自衛隊、海上保安庁、島根県警察本部等の関係機関との連携による効果的な災害応急対策について検証する。

また、DMATとの連携による災害時医療体制について検証する。

## 9 訓練想定

島根県東部地区では、数日來の先行雨量があるところに、平成29年10月18日（水）から19日（木）にかけ、さらに降雨が継続した。特に、安来市においては、日最大雨量300mmの豪雨となった。20日（金）未明に天候は回復したが、同日午前9時 島根県安来市を震源とするM7.1の直下型地震が発生し、安来市及び松江市ともに震度6強を観測した。

この豪雨と地震により、安来市及び松江市において、堤防決壊、建物等水没、土石流の発生並びに高速道路橋梁倒壊、建物倒壊等が発生している。

また、これらの被害による、死者、負傷者が多数発生しており、更に被害が拡大する見込みであり、島根県内の消防力のみでは対応が困難であることから、緊急消防援助隊の応援を要請する。

## 10 訓練項目

### (1) 災害対策本部等設置運営訓練

島根県、松江市、安来市、松江市消防本部及び安来市消防本部にそれぞれ災害対策本部等を設置し、緊急消防援助隊の受援体制を整えるとともに、消防応援活動調整本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）並びに島根県防災航空隊ヘリベース（以下「ヘリベース」という。）を設置し、緊急消防援助隊及び他機関との連携について検証する。

また、島根県消防広域相互応援協定（以下、「県消防広域相互応援協定」という。）に基づく県内消防応援隊による応援等の要請及び連携について検証する。

### (2) 部隊参集訓練

指揮支援部隊長の属する指揮支援隊、第1次出動県大隊に属する統合機動部隊及び第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊については、迅速出動する。その他の各県大隊は、島根県及び消防庁の間で行われる手続きを経て出動するものとし、効率的かつ効果的な運用について検証する。

大規模災害時における、離島からの迅速な部隊参集を実施するため、自衛隊輸送機による消防車両輸送に関する必要な輸送調整を検証する。

### (3) 災害即応訓練

統合機動部隊及び早期に参集した県内消防応援隊は、参集後直ちに情報収集、伝達訓練及び実働訓練を開始し、効率的かつ効果的な運用について検証する。

《10月20日（金）》

①土砂災害救出訓練

②多重衝突事故対応訓練

(4) 後方支援活動訓練

被災地における長期間にわたる消防活動を想定し、県大隊ごとに自己完結型の後方支援活動訓練を実施する。

また、活動場所周辺における燃料確保が困難であると想定し、燃料補給車等を活用した給油体制を構築、活動拠点等における仮貯蔵・仮取扱について検証する。

(5) 夜間訓練

長時間にわたる消防活動を想定し、被災地到着直後から継続する活動及び夜間に発生した災害を想定し、訓練を実施する。

(6) 部隊運用訓練

被災地の実情に応じた、訓練項目を設定するとともに、自衛隊、海上保安庁、警察、DMAT等の関係機関と連携した訓練を実施する。

《10月21日（土）》

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ①災害情報収集・情報伝達訓練 | ②道路啓開訓練          |
| ③堤防決壊逃げ遅れ者救出訓練 | ④建物等水没孤立者救出訓練    |
| ⑤土石流生き埋め者救出訓練  | ⑥橋梁倒壊孤立者救出訓練     |
| ⑦橋梁倒壊多重事故対応訓練  | ⑧倒壊座屈建物救出訓練      |
| ⑨大規模火災対応訓練     | ⑩DMAT活動及び傷病者対応訓練 |

(7) 航空小隊運用訓練 ※詳細は、航空部門実施計画に定める。

11 訓練進行

平成29年10月20日（金）

時 間	訓 練 項 目	
	受 援 (島根県・松江市・安来市)	応 援 (県内消防応援隊・緊急消防援助隊)
9:00～	本部等設置運営訓練（～12:00） 災害情報収集・伝達、応援要請 連絡調整、進出拠点設置・運営	部隊参集訓練、進出拠点進入訓練 災害情報収集・伝達 進出経路確認、活動管理
	自衛隊輸送機による消防車両輸送	
13:30～15:00	災害即応訓練、燃料補給訓練	
16:00～	後方支援活動訓練、燃料補給訓練	
17:15～18:15	活動ミーティング	
18:15～19:15	激励巡視	
19:15～21:00	夜間訓練	

平成29年10月21日（土）

時 間	訓 練 項 目 等
～ 6：00	後方支援活動訓練（撤収含む） 宿営会場6:00 出発予定
6：00～ 7：45	部隊移動訓練（訓練会場進入）
7：45～ 9：00	活動任務指示、活動準備
9：00～11：40	部隊運用訓練
11：50～12：20	解隊式、訓練終了式
12：30～13：00	訓練検討会

## 12 訓練の中止

- (1) 中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練実行委員長が訓練の全部又は一部を中止する判断基準は次のとおりとする。
  - ア 島根県内において、地震発生（震度5弱以上）又は県内の広範囲において大雨警報等の発表により災害対策が必要と見込まれる場合
  - イ 他県において、大規模災害等が発生し、緊急消防援助隊の出動が考えられる場合
  - ウ その他危機管理対策等を講ずる必要が生じた場合
- (2) 訓練の全部又は一部の実施及び中止については、訓練当日の午前6時00分までに決定し、島根県から各県、各県代表消防機関及び参加関係機関に連絡する。
- (3) 航空小隊については、(1)に記載する判断基準のほか、航空機を使用した訓練を実施する各機関及び当該航空機の機長等が訓練参加の中止を判断するものとする。

## Ⅱ 訓練実施要領

### 第1 基本的事項

#### 1 趣 旨

平成 29 年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練にあたり、「運用要綱」「要請要綱」「基本計画」で示されている「平成 29 年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項について」（平成 29 年 3 月 24 日付け消防広第 88 号消防庁広域応援室長通知）に基づく関係機関と連携した、より実践的な訓練を実施するための要領を定める。

#### 2 指揮体制

「運用要綱」に定める指揮体制とする。また、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、各県大隊指揮隊、県内消防応援隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール等を積極的に活用し、必要な情報共有を図る。（別図 2、3、4 P.22～24）

#### 3 通信運用関係

(1) 訓練中の各部隊間の交信要領は、原則として次のとおりとする。

- ① 指揮支援部隊長及び指揮支援隊長並びに各県大隊長の交信は、「統制波 1」又は使用可能な通信手段を使用すること。
- ② 指揮支援部隊長、ヘリベース及び航空小隊間の交信は、「統制波 3」又は「航空波」を使用すること。
- ③ 部隊間の交信は、トランシーバー（無償使用の省電力無線等）又は同一県内はそれぞれの「主運用波」、口頭（拡声器等）及び使用可能な通信手段を活用すること。
- ④ 訓練の開始及び応援出動の指示は「統制波 1」で行うので、各県大隊長は待機中（担当訓練終了後も含む。）常に「統制波 1」を開局しておくこと。

(2) 無線通信の優先順位は、次のとおりとし、通信は状況を考慮し行うこととする。

- 順位 1 訓練出動指令
- 順位 2 部隊の応援要請
- 順位 3 その他訓練に関すること

(3) 無線交信は、簡潔明瞭に行うこととし、各本部固有の略符号は使用しないこと。

(4) 呼出名称指定

- ① 消防本部指揮本部 【まつえしょうぼう】【しょうぼうやすぎ】
- ② 消防応援活動調整本部 【ちょうせいほんぶ】
- ③ 指揮支援隊 【おかやましきしえんたい】【こうべしきしえんたい】
- ④ 県大隊長 【〇〇けんだいたいちょう】
- ⑤ ヘリベース 【へりべーす】
- ⑥ 航空小隊 【〇〇けん（し）こうくうたい】

(5) 緊急消防援助隊動態情報システムについて、各県大隊長は可搬端末機を車両に積載して出動時から作動状態にすることとし、指揮支援部隊長は調整本部に持参して、参集状

況を確認する。なお、活動中の連絡は消防無線の他、緊急消防援助隊動態情報システム  
携帯電話端末及び携帯電話を活用することとする。（下表参照）

また、訓練初日及び2日目の部隊運用訓練においても、動態情報システムによる画像  
電送及び支援情報共有ツールを活用した運用を図ること。

消防庁広域応援室			外線		FAX	
広島市消防局指揮支援部隊長			衛星		携帯	
岡山市消防局指揮支援隊長			衛星		携帯	
神戸市消防局指揮支援隊長			衛星		携帯	
鳥取県大隊長			衛星		携帯	
岡山県大隊長			衛星		携帯	
広島県大隊長			衛星		携帯	
山口県大隊長			衛星		携帯	
徳島県大隊長			衛星		携帯	
香川県大隊長			衛星		携帯	
愛媛県大隊長			衛星		携帯	
高知県大隊長			衛星		携帯	
島根県内消防応援隊指揮隊長			衛星		携帯	
島根県	災害対策本部	総務G	外線		FAX	
		情報収集・ 整理G				
	消防応援活動 調整本部		外線			
	航空運用調整班		外線			
	医療政策班		外線			
コントローラー		外線				
松江市消防本部	指揮本部		外線		FAX	
安来市消防本部	指揮本部		外線		FAX	

## 第2 災害対策本部等設置運営訓練

### 1 実施日時

平成29年10月20日（金） 9時00分から12時00分まで

### 2 実施場所

島根県庁、松江市役所、安来市役所、松江市消防本部、安来市消防本部  
出雲空港

### 3 実施機関

総務省消防庁、島根県、島根県防災航空隊  
松江市、安来市、松江市消防本部、安来市消防本部  
指揮支援隊（広島市消防局、岡山市消防局、神戸市消防局）

### 4 実施内容

#### (1) 災害情報収集・伝達

災害発生を覚知した島根県、松江市及び安来市の防災関係機関は、速やかに関係職員等を招集し、それぞれに災害対策本部等を設置するとともに、災害情報収集を実施する。また、各災害対策本部等は連携し、被害情報の共有を図る。

#### (2) 必要な部隊の応援要請

松江市長及び安来市長は、県消防広域相互応援協定に基づき、県内各消防本部への応援要請を実施し、その旨を島根県並びに代表消防機関代行へ通知するとともに、島根県知事に対して、大規模な消防の応援等が必要である旨の連絡をする。

連絡を受けた島根県は、実動関係機関等との消防応援活動に関する必要な調整及び支援を行うとともに、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の応援要請を実施する。

(別図3 P.23)

なお、応援要請については、有線電話、有線FAX、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星ネットワーク等も有効に活用すること。

#### (3) 本部等設置運営訓練

① 緊急消防援助隊の出動に伴い、島根県庁に消防応援活動調整本部を、松江市消防本部及び安来市消防本部にはそれぞれ指揮支援本部を設置し、緊急消防援助隊各部隊の効果的な運用を実施する。

② DMA Tの派遣要請については、島根県災害対策本部（医療政策班）と連携調整を図る。

③ 出雲空港内にヘリベースを設置し、島根県災害対策本部内に航空運用調整班、島根県防災航空管理所内に航空隊指揮本部を設置する。

### 第3 部隊参集訓練

#### 1 実施日時

平成29年10月20日（金） 9時00分から13時00分まで

#### 2 実施場所

島根県庁、松江市消防本部、安来市消防本部、出雲空港、鳥取県消防学校  
松江自動車道加茂岩倉PA下り線、島根県警察学校、飯島工業団地緑地  
松江市南消防署、隠岐空港、航空自衛隊美保基地

#### 3 実施機関等

##### (1) 指揮支援部隊

- ① 10月20日午前9時00分に地震を覚知した広島市消防局指揮支援隊（部隊長）は、震央を管轄する島根県庁に10時30分到着を目指すとともに、指揮支援隊長に出動先を連絡する。
- ② 岡山市消防局及び神戸市消防局の指揮支援隊は、指揮支援部隊長からの連絡を受け、指揮支援本部を設置するため、被災地消防本部に10時30分到着を目指す。

##### (2) 統合機動部隊

消防庁長官からの求め又は指示による各県大隊長の指示を受けた鳥取県、岡山県は鳥取県消防学校に12時00分到着を目指す。また、広島県、山口県は松江自動車道加茂岩倉PA下り線に12時00分到着を目指す。

##### (3) その他の隊

- ① 県内消防応援隊  
調整本部と被災地消防本部が協議して決定した場所を目指す。
- ② 各県大隊  
消防庁と調整本部が協議して決定した場所を目指す。また、各県大隊長は、指定された進出拠点に応じて出動ルートを決し、調整本部及び後方支援本部へ連絡する。
- ③ 関係機関等  
別途指定する時間、場所に集結し、島根県災害対策本部へ到着を報告する。

#### 4 出動区分

部隊名	出動区分	出発時間
広島市指揮支援隊	迅速出動	到着時刻指定
岡山市指揮支援隊	出動の求め	到着時刻指定
神戸市指揮支援隊	出動の求め	到着時刻指定
鳥取県隊（統合機動部隊）	迅速出動	到着時刻指定
鳥取県大隊	出動の求め	出動要請後
岡山県隊（統合機動部隊）	迅速出動	到着時刻指定
岡山県大隊	出動の求め	出動要請後
広島県隊（統合機動部隊）	迅速出動	到着時刻指定
広島県大隊	出動の求め	出動要請後

山口県隊（統合機動部隊）	迅速出動	到着時刻指定
山口県大隊	出動の求め	出動要請後
徳島県大隊	出動の求め	出動要請後
香川県大隊	出動の求め	出動要請後
愛媛県大隊	出動の求め	出動要請後
高知県大隊	出動の求め	出動要請後
各県航空小隊 （第1次出動航空小隊のうち出動可能な全隊）	航空部門実施計画による	
安来市消防団		出動要請後
島根県内応援隊	県内消防相互応援協定	到着時刻指定

## 5 実施内容

- (1) 各県大隊長は、出動から帰隊までの間に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を有効に活用し、進出拠点までの出動ルートを、総務省消防庁広域応援室まで緊急消防援助隊動態情報システム可搬端末機のメール又は携帯電話にて報告すること。なお、総務省消防庁広域応援室への報告は概ね10時00分から11時00分の範囲で行うこと。

※総務省消防庁広域応援室 080-9668-7624

- (2) 各県統合機動部隊、大隊長は、島根県に進入した際、又は鳥取県消防学校に到着する概ね30分前には、無線にて島根県（鳥取県）内進入地域管轄消防本部へ部隊の規模及び進出拠点への到達予定時刻等を連絡するとともに、緊急消防援助隊動態情報システム可搬端末機の携帯電話で調整本部へその内容を連絡すること。

連絡を受けた消防本部（局）は、調整本部に対しその内容を連絡すること。調整本部は、松江市消防本部、安来市消防本部にその内容を連絡すること。

なお、県内消防応援隊については、松江市消防本部管内進入後、松江市消防本部と無線交信すること。

- (3) 統合機動部隊は、進出拠点到着後に到着報告を行い、訓練支援員の活動指示を受け訓練場所へ移動する。
- (4) 各県大隊長は、進出拠点到着後に到着報告を行い、訓練支援員の活動指示を受け訓練場所へ移動する。
- (5) 県内消防応援隊は、指定された場所に到着後に到着報告を行い、訓練支援員の活動指示を受け訓練場所へ移動する。

離島からの迅速な部隊参集を実施するため、自衛隊輸送機による消防車両の搭載卸下及び人員輸送（搭乗）を隠岐空港、人員輸送（降機）を航空自衛隊美保基地で実施する。

## 第4 後方支援活動訓練

### 1 実施日時

平成29年10月20日（金） 訓練会場到着時から翌日6時00分まで

### 2 実施場所

松江総合運動公園

### 3 実施機関

中国・四国地区各県緊急消防援助隊、島根県内消防応援隊、島根県石油協同組合

### 4 実施内容

#### (1) 後方支援資機材等

自己完結型の訓練とし、訓練に必要な資機材、食料等は各県大隊で準備すること。テント設置場所は、陸上競技場内のトラック部分（別図6 P.69）とし、各県大隊の割り当て場所を訓練支援員から明示する。（陸上競技場内のトラック部分へも明示する）

#### (2) 給食訓練

各県において、適宜給食訓練を実施すること。又、可能な限り県ごとに集結して給食訓練を実施し情報共有及び連携強化を図ること。

### 5 その他留意事項（別紙1 P.58）

(1) 各県大隊は、後方支援活動訓練会場に到着後、訓練支援員の指示により受付場所へ進み、到着報告を行う。その後、訓練支援員の指示により指定の駐車場へ移動する。

（別図7、8 P.70、71）

(2) 各県大隊は、訓練支援員の指示により、後方支援車両を指定の場所に駐車し、後方支援活動訓練の準備を開始する。

(3) 県大隊長は後方支援活動訓練会場に県大隊が到着した後、県大隊本部を開設し、県大隊の管理を行うものとする。

(4) 災害即応訓練会場、後方支援活動訓練会場において、燃料補給訓練（仮貯蔵及び仮取扱所の設置）を実施し検証する。

(5) 清潔区域を宿営会場（陸上競技場内）とし、各出入口に除染場所を設置し除染活動を実施する。（別紙2 P.59）

(6) 給水は、基本的に各県大隊で準備した保有水を使用すること。

(7) 給食訓練及び後方支援活動訓練全般における排水は、会場内において利用可能な場所を、訓練支援員から指示する。

(8) 支援車、拠点機能形成車、発電機等の排気ガスを排出するもの及び騒音が発生する資機材等については、周囲の状況に配慮すること。

(9) 消灯は22時30分とし後方支援活動訓練会場の照明は、必要最小限とすること。

(10) 後方支援活動訓練会場出入口（松江総合運動公園出入口）のバリケードについては、

22時30分に閉鎖する。翌日の開放は4時30分とする。(バリケード閉鎖は、施設の防犯上の理由によるもの)

- (11) 後方支援活動訓練は翌21日の6時00分までとし、この時間までに後方支援活動訓練資機材などをすべて撤収し、会場を移動できる状態で車両待機すること。
- (12) 訓練であることを認識し、緊急消防援助隊としての自覚と責任を持った行動をすること。
- (13) 各県大隊は、後方支援活動訓練会場出発までに、進出拠点において配付する車両表示(A4サイズ)を受け取り、翌日の訓練終了まで車両フロントガラス付近に掲示すること。

## 第5 災害即応訓練

### 1 実施日時

平成29年10月20日(金) 訓練会場到着から活動終了まで

### 2 実施場所

島根県消防学校、松江市北消防署東部分署

### 3 実施機関

進出拠点において指定された訓練参加機関、島根県石油協同組合

### 4 実施内容

- (1) 土砂災害救出訓練
- (2) 多重衝突事故対応訓練
- (3) 燃料補給訓練

## 第6 活動ミーティング

### 1 実施日時

平成29年10月20日(金) 17時15分から18時15分

### 2 実施場所

後方支援活動訓練会場(松江総合運動公園 陸上競技場内会議室)

### 3 実施機関

指揮支援部隊長、指揮支援隊長、各県大隊長、県内消防応援隊指揮隊  
県内消防応援隊指揮隊代行

#### 4 実施内容

- (1) 訓練支援員から、部隊運用訓練会場等における留意事項等を説明する。
- (2) 訓練支援員から、指揮支援部隊長に対して部隊運用訓練の災害想定、災害対応可能部隊及び資機材装備等（訓練参加緊急消防援助隊、県内消防応援隊、関係機関等）を示す。
- (3) 指揮支援部隊長の指揮で、部隊運用訓練に対応するためのミーティングを実施する。

#### 5 その他留意事項

服装は、活動服、編み上げ、アポロキャップとする。

### 第7 激励巡視

#### 1 実施日時

平成29年10月20日（金） 18時15分から19時15分まで

#### 2 実施場所

松江総合運動公園 陸上競技場内（後方支援活動訓練会場）

#### 3 実施機関

総務省消防庁防災課長、島根県知事、松江市長、全国消防長会中国支部長（広島市消防局長）  
全国消防長会四国支部長（徳島市消防局長）、島根県消防長会会長（松江市消防本部消防長）  
島根県内消防本部消防長

#### 4 実施内容

消防庁幹部及び実施機関による激励巡視を実施する。

#### 5 その他留意事項

- (1) 消防庁幹部が到着した際は、指揮支援部隊長、各県大隊長及び旗手は敬礼を行い「〇〇指揮支援隊（〇〇県大隊）、〇〇名、後方支援活動訓練実施中。」と報告する。  
ただし、訓練進行により県大隊長等が夜間訓練に参加している場合には、後方支援中隊長が代行すること。
- (2) 激励巡視の動線は、（別図9 P.72）のとおりとし、順に報告を行う。その後、夜間訓練の視察を行う。
- (3) 消防庁幹部の案内は、指揮支援部隊長（広島市消防局）が行う。

### 第8 夜間訓練

#### 1 実施日時

平成29年10月20日（金） 19時15分から21時00分まで

- 2 実施場所  
島根県消防学校
- 3 実施機関  
活動ミーティングにおいて指定された訓練参加機関
- 4 実施内容
  - (1) 中高層火災対応訓練
  - (2) 街区火災対応訓練
  - (3) 狭隘空間救助訓練

## 第9 部隊運用訓練

- 1 実施日時  
平成29年10月21日（土）9時00分から11時40分
- 2 実施場所  
中海ふれあい公園
- 3 実施機関  
陸上自衛隊出雲駐屯地、第八管区海上保安本部美保航空基地、第八管区海上保安本部境海上保安部、島根県警察本部、DMAT指定医療機関、島根県生コンクリート工業組合  
中国・四国地区各県緊急消防援助隊、島根県内消防応援隊
- 4 実施内容
  - (1) 災害情報収集・情報伝達訓練
  - (2) 道路啓開訓練
  - (3) 堤防決壊逃げ遅れ者救出訓練
  - (4) 建物等水没孤立者救出訓練
  - (5) 土石流生き埋め者救出訓練
  - (6) 橋梁倒壊孤立者救出訓練
  - (7) 橋梁倒壊多重事故対応訓練
  - (8) 倒壊座屈建物救出訓練
  - (9) 大規模火災対応訓練
  - (10) DMAT活動及び傷病者対応訓練

## 5 その他留意事項

### (1) 部隊移動訓練

- ① 21日6時00分から訓練支援員の指示により、部隊運用訓練会場へ移動する。
- ② 後方支援活動訓練会場からの退出経路は訓練支援員の指示に従うこと。
- ③ 訓練参加車両駐車場到着後は、訓練支援員の指示により指定された場所に駐車すること。なお、同一県大隊であっても、駐車場所が異なるため注意すること。

(別図12-1、12-2 P.76、77)

- ④ 部隊運用訓練会場に到着した各隊は、車両装備等の点検等を実施し、各訓練開始15分前までに出動準備を整えておくこと。

(各訓練エリアに進入して事前の現地踏査は厳禁とする。)

### (2) 4 (1) ~ (10) の各訓練

- ① 21日8時35分より訓練本部から「統制波1」による通話試験を下記の要領で実施する。(航空部隊の通話試験は別に定める。)

#### 【通信例】

訓練本部:「訓練本部から各局、只今から中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練参加部隊に対する無線交信テストを開始する。

本日は晴天なり、本日は晴天なり、順次応答せよ。〇〇どうぞ。」

指揮支援隊:「こちら〇〇隊 メリット〇」

訓練本部:「〇〇隊メリット〇、続いて△△隊どうぞ。」 ..以下省略..

#### 【通話試験順】

- |                 |             |             |
|-----------------|-------------|-------------|
| 1 指揮支援部隊長       | 2 岡山市指揮支援隊長 | 3 神戸市指揮支援隊長 |
| 4 航空運用調整班(会場)   | 5 鳥取県大隊長    | 6 岡山県大隊長    |
| 7 広島県大隊長        | 8 山口県大隊長    | 9 徳島県大隊長    |
| 10 香川県大隊長       | 11 愛媛県大隊長   | 12 高知県大隊長   |
| 13 島根県内消防応援隊指揮隊 |             |             |
- ② 災害情報収集・情報伝達訓練の開始は訓練本部から行う。これ以外の訓練項目については、調整本部からの指示を受けた指揮支援隊が行い、訓練支援員の合図のもと訓練参加車両駐車場から一次集結場所へ移動し、各訓練エリアに出動するものとする。ただし、大型車両は駐車場所から出動すること。(別図12-1 出動時の注意 P.76)
  - ③ 訓練参加車両は、前照灯、赤色灯を点灯させ出動から訓練現場までサイレン吹鳴し、各訓練エリア内に部署すること。また、部隊(小隊)移動及び救急搬送時も同様とする。
  - ④ 各訓練エリアへの出動経路は、(別図13-1、13-2 P.78、79)のとおりとし、訓練支援員の指示に従うこと。
  - ⑤ 訓練参加部隊は、訓練支援員の指示に基づき活動を実施するものとし、検索救助活動に際しては、「大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示(マーキング)方式の導入について」(平成26年消防参第67号)に基づく、活動標示(マーキング)を行うこと。

- ⑥ 各訓練ブースの指揮隊は、到着報告、活動方針、活動状況、救出完了及び訓練終了報告等を指揮支援本部へ連絡するものとする。指揮支援本部は、必要事項を調整本部に連絡すること。

また、現地合同調整所を設置した際は、上記連絡は現地合同調整所から行うものとし、防災相互波等を活用し、関係機関との情報共有を図るとともに、連携して速やかな現場活動を実施すること。

- ⑦ 各訓練の指揮隊は、部隊の増隊が必要となった場合には指揮支援本部へ必要事項を連絡し、部隊の応援要請をすることができる。
- ⑧ 指揮支援本部は、増隊要請があった場合には調整本部に連絡をする。調整本部は、応援可能な県大隊等を選定し、指揮支援本部へ連絡する。

なお、出動指示を受けた部隊又は小隊は転戦先の指揮命令系統下に入るものとする。

- ⑨ 訓練には安全管理員を配置し、安全管理の徹底を図るが、自隊及び周囲の活動状況等を十分に把握し、事故等がないように配慮すること。

なお、安全管理員が危険と判断した場合は、訓練を中断又は中止する場合があるのでその指示に従うこと。

- ⑩ 予め定められた各訓練時間より早く活動が終了した場合は、訓練支援員の指示により訓練参加車両駐車場に退出又は待機する。活動中に訓練終了時間を迎えた場合は、車両はその場待機とし、隊員は訓練終了式場所に移動すること。

## 6 傷病者への対応及びDMAT現場派遣要請について

### (1) 救出した傷病者への対応

- ① 各訓練ブースの指揮隊は、必要に応じてトリアージエリアの設置を指示し、各隊員は「一次トリアージ」により、トリアージタグへ必要事項を記載する。(各救急小隊等でトリアージタグを準備する。)
- ② 傷病者に対する処置は、各隊現有の資機材を用いて行うこととする。
- ③ 要救助者は、ムラージュを施すとともに演技及びバイタル表示カードにより現示するため、それに応じた観察・処置を行うこと。
- ④ 生体への観察、意識レベルの確認は通常どおりに行うこととするが、痛覚刺激を与える場合は軽い動作により行うこと。ただし、女性で、体幹部の症状を訴えていない場合は、衣服の上から視診を行い、触診を行う場合には、胸部から大腿部にかけては触れないこととし、聴診が必要な場合には、衣服の上から行うこと。
- ⑤ 生体の観察及び処置における着衣の切断は、行わないこと。
- ⑥ 救急小隊は、トリアージタグの一枚目(災害現場用)を各訓練の指揮隊が設置する指揮所へ残し、傷病者を応急救護所を経て会場内の指定する病院へ搬送する。
- ⑦ 救急小隊は、病院に傷病者を引き継ぎ後、使用資機材を取り外し、各訓練ブースの指揮隊の指示を受ける。なお、緑タグ(軽症群)の傷病者についても、適宜、搬送すること。無傷者は、病院収容の必要はないものとするが、観察及びトリアージエリアへの搬送は実施すること。現場での搬送手段がない場合には、人員輸送車等を要請し搬送すること。

(2) 現場からのDMAT要請～出動

※ 各隊で判断し、必要な場合には次の手順で要請すること。

- ① 各訓練の指揮隊は、指揮支援本部に連絡し「DMAT現場派遣要請」を行う。
- ② 指揮支援本部は、調整本部に連絡し、「DMAT現場派遣要請」を行う。
- ③ 調整本部は医療政策班内のDMAT調整本部へ連絡し、派遣先等を協議する。
- ④ DMAT調整本部は、DMAT活動拠点本部へ連絡し、派遣調整する。
- ⑤ 派遣指示を受けたDMATは、各機関の車両にて出動する。
- ⑥ その後の活動は、それぞれの指揮命令系統の下で活動し、状況を伝達する。
- ⑦ DMAT隊員の安全管理は、消防隊の責任として訓練すること。

## 第9 部隊運用訓練

### 1 実施日時

平成29年10月21日（土）9時00分から11時40分

### 2 実施場所

中海ふれあい公園

### 3 実施機関

陸上自衛隊出雲駐屯地、第八管区海上保安本部美保航空基地、第八管区海上保安本部境海上保安本部、島根県警察本部DMAT指定医療機関、島根県生コンクリート工業組合  
中国・四国地区各県緊急消防援助隊、島根県内消防応援隊

### 4 実施内容

- (1) 災害情報収集・情報伝達訓練
- (2) 道路啓開訓練
- (3) 堤防決壊逃げ遅れ者救出訓練
- (4) 建物等水没孤立者救出訓練
- (5) 土石流生き埋め者救出訓練
- (6) 橋梁倒壊孤立者救出訓練
- (7) 橋梁倒壊多重事故対応訓練
- (8) 倒壊座屈建物救出訓練
- (9) 大規模火災対応訓練
- (10) DMAT活動及び傷病者対応訓練

### 5 その他留意事項

- (1) 部隊移動訓練
  - ① 21日6時00分から訓練支援員の指示により、部隊運用訓練会場へ移動する。
  - ② 後方支援活動訓練会場からの退出経路は訓練支援員の指示に従うこと。
  - ③ 訓練参加車両駐車場到着後は、訓練支援員の指示により指定された場所に駐車すること。なお、同一県大隊であっても、駐車場所が異なるため注意すること。  
(別図12-1、12-2 P.75、76)
  - ④ 部隊運用訓練会場に到着した各隊は、車両装備等の点検等を実施し、各訓練開始15分前までに出勤準備を整えておくこと。(各訓練エリアに進入して事前の現地踏査は厳禁とする。)
- (2) 4(1)～(10)の各訓練
  - ① 21日8時35分より訓練本部から「統制波1」による通話試験を下記の要領で実施する。  
(航空部隊の通話試験は別に定める。)

**【通信例】**

訓練本部:「訓練本部から各局、只今から中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同  
訓練参加部隊に対する無線交信テストを開始する。

本日は晴天なり、本日は晴天なり、順次応答せよ。〇〇どうぞ。」

指揮支援隊:「こちら〇〇隊 メリット〇」

訓練本部:「〇〇隊メリット〇、続いて△△隊どうぞ。」 ..以下省略..

**【通話試験順】**

- |                   |             |             |
|-------------------|-------------|-------------|
| 1 指揮支援部隊長         | 2 岡山市指揮支援隊長 | 3 神戸市指揮支援隊長 |
| 4 航空運用調整班（会場）     | 5 鳥取県大隊長    | 6 岡山県大隊長    |
| 7 広島県大隊長          | 8 山口県大隊長    | 9 徳島県大隊長    |
| 10 香川県大隊長         | 11 愛媛県大隊長   | 12 高知県大隊長   |
| 13 島根県内消防応援隊指揮隊代行 |             |             |

② 災害情報収集・情報伝達訓練の開始は訓練本部から行う。これ以外の訓練項目については、調整本部からの指示を受けた指揮支援隊が行い、訓練支援員の合図のもと訓練参加車両駐車場から一次集結場所へ移動し、各訓練エリアに出動するものとする。ただし、大型車両は駐車場所から出動すること。（別図12-1 出動時の注意）

③ 訓練参加車両は、前照灯、赤色灯を点灯させ出動から訓練現場までサイレン吹鳴し、各訓練エリア内に部署すること。また、部隊（小隊）移動及び救急搬送時も同様とする。

④ 各訓練エリアへの出動経路は、（別図13-1、13-2 P.77、78）のとおりとし、訓練支援員の指示に従うこと。

⑤ 訓練参加部隊は、訓練支援員の指示に基づき活動を実施するものとし、検索救助活動に際しては、「大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示（マーキング）方式の導入について」（平成26年消防参第67号）に基づく、活動標示（マーキング）を行うこと。

⑥ 各訓練ブースの指揮隊は、到着報告、活動方針、活動状況、救出完了及び訓練終了報告等を指揮支援本部へ連絡するものとする。指揮支援本部は、必要事項を調整本部に連絡すること。

また、現地合同調整所を設置した際は、上記連絡は現地合同調整所から行うものとし、防災相互波等を活用し、関係機関との情報共有を図るとともに、連携して速やかな現場活動を実施すること。

⑦ 各訓練の指揮隊は、部隊の増隊が必要となった場合には指揮支援本部へ必要事項を連絡し、部隊の応援要請をすることができる。

⑧ 指揮支援本部は、増隊要請があった場合には調整本部に連絡をする。調整本部は、応援可能な県大隊等を選定し、指揮支援本部へ連絡する。

なお、出動指示を受けた部隊又は小隊は転戦先の指揮命令系統下に入るものとする。

⑨ 訓練には安全管理員を配置し、安全管理の徹底を図るが、自隊及び周囲の活動状況等を十分に把握し、事故等がないように配慮すること。

なお、安全管理員が危険と判断した場合は、訓練を中断又は中止する場合がありますのでその指示に従うこと。

- ⑩ 予め定められた各訓練時間より早く活動が終了した場合は、訓練支援員の指示により訓練参加車両駐車場に退出又は待機する。活動中に訓練終了時間を迎えた場合は、車両はその場待機とし、隊員は訓練終了式場所に移動すること。

## 6 傷病者への対応及びDMAT現場派遣要請について

### (1) 救出した傷病者への対応

- ① 各訓練ブースの指揮隊は、必要に応じてトリアージエリアの設置を指示し、各隊員は「一次トリアージ」により、トリアージタグへ必要事項を記載する。(各救急小隊等でトリアージタグを準備する。)
- ② 傷病者に対する処置は、各隊現有の資機材を用いて行うこととする。
- ③ 要救助者は、ムラージュを施すとともに演技及びバイタル表示カードにより現示するため、それに応じた観察・処置を行うこと。
- ④ 生体への観察、意識レベルの確認は通常どおりに行うこととするが、痛覚刺激を与える場合は軽い動作により行うこと。ただし、女性で、体幹部の症状を訴えていない場合は、衣服の上から視診を行い、触診を行う場合には、胸部から大腿部にかけては触れないこととし、聴診が必要な場合には、衣服の上から行うこと。
- ⑤ 生体の観察及び処置における着衣の切断は、行わないこと。
- ⑥ 救急小隊は、トリアージタグの一枚目（災害現場用）を各訓練の指揮隊が設置する指揮所へ残し、傷病者を応急救護所を経て会場内の指定する病院へ搬送する。
- ⑦ 救急小隊は、病院に傷病者を引き継ぎ後、使用資機材を取り外し、各訓練ブースの指揮隊の指示を受ける。なお、緑タグ（軽症群）の傷病者についても、適宜、搬送すること。無傷者は、病院収容の必要はないものとするが、観察及びトリアージエリアへの搬送は実施すること。現場での搬送手段がない場合には、人員輸送車等を要請し搬送すること。

### (2) 現場からのDMAT要請～出動

※ 各隊で判断し、必要な場合には次の手順で要請すること。

- ① 各訓練の指揮隊は、指揮支援本部に連絡し「DMAT現場派遣要請」を行う。
- ② 指揮支援本部は、調整本部に連絡し、「DMAT現場派遣要請」を行う。
- ③ 調整本部は医療政策班内のDMAT調整本部へ連絡し、派遣先等を協議する。
- ④ DMAT調整本部は、DMAT活動拠点本部へ連絡し、派遣調整する。
- ⑤ 派遣指示を受けたDMATは、各機関の車両にて出動する。
- ⑥ その後の活動は、それぞれの指揮命令系統の下で活動し、状況を伝達する。
- ⑦ DMAT隊員の安全管理は、消防隊の責任として訓練すること。

### Ⅲ 解隊式及び訓練終了式

#### 1 実施日時

平成29年10月21日（土）11時50分から12時20分

#### 2 集合場所

中海ふれあい公園 訓練本部テント前

#### 3 参加部隊

中国・四国各県緊急消防援助隊、広島市消防局指揮支援隊、岡山市消防局指揮支援隊  
神戸市消防局指揮支援隊、訓練参加各機関、島根県内消防応援隊

#### 4 進行要領

##### (1) 解隊式

① 部隊運用訓練終了のアナウンスに従い、訓練参加隊員は、車両及び資機材撤収することなく(別図14 P.80)のとおり集合し整列する。

② 活動終了報告 広島市消防局指揮支援部隊長

③ 解隊宣言 実行委員会委員長

##### (2) 訓練終了式

① 訓辞 消防庁幹部

② あいさつ 島根県知事

安来市長

全国消防長会中国支部長

③ 講評 全国消防長会四国支部長

④ 閉会宣言 次期開催地消防（局）長

##### (3) その他

① 総括指揮者（安来市消防本部警防課長）の号令により、各部隊の指揮者は「挙手注目の敬礼」、その他の隊員は「注目」、旗手は「旗の敬礼」とする。

② 訓練終了式参加隊員の服装は次のとおりとし、前方から、活動服、救助服、救急服隊員の順で整列すること。

ア 指揮支援隊長・県大隊長・旗手 活動服・保安帽・手袋

イ 部隊運用訓練参加隊員 出動時の服装・保安帽・手袋

ウ 後方支援隊員 活動服・保安帽・手袋

エ その他参加機関 参加機関で定めた服装

③ 総括指揮者の号令により、各県大隊長等の指揮で解散する。

④ 訓練会場からの退出は13時15分より訓練支援員の誘導で行う。なお、消防車両等による国道の渋滞緩和を図るため、退出経路は（別図15 P.81）のとおりとする。

## IV 訓練検討会

### 1 実施日時

平成29年10月21日（土） 12時30分から13時00分

### 2 実施場所

中海ふれあい公園 訓練本部テント前

### 3 参加者

指揮支援部隊長、各指揮支援隊長、各県大隊長、訓練検討員、訓練評価員

### 4 その他

服装は、活動服、編み上げ靴、アポロキャップ

## V その他留意事項

### 1 会場に関する事項

- (1) 来賓及び視察職員については、21日の部隊運用訓練会場内の受付テントで受付をすること。なお、受付は8時00分からとする。
- (2) トイレ及び喫煙については、各会場の指定された場所とする。指定場所以外での喫煙は禁止する。
- (3) 見学の際に発生したごみ等については、個人又は各県大隊で持ち帰ること。
- (4) 訓練エリア内での記録・写真撮影等は、予め指定を受けた者以外の立ち入りを原則禁止する。訓練本部テントで、立ち入りを認めた者に対し、指定のビブスを貸与するので着用すること。また、訓練進行や隊員の活動の妨げにならないように注意し、SNS等への掲載については、十分配慮すること。

### 2 訓練に関する事項

- (1) 訓練参加中の隊員は、実災害活動に沿った服装及び装備とする。
- (2) 雨天に備えた雨具は、各自で準備すること。
- (3) 訓練参加車両は、「緊急消防援助隊出動車両用マグネットシート」を車両前面及び側面に貼り付けること。
- (4) 部隊運用訓練会場以外での走行時には、実災害出動と誤解を招かないよう「訓練」表示をすること。

- (5) 訓練参加部隊は、緊急消防援助隊旗を持参し、次の場所に掲げることとする。
- ① 指揮支援隊旗は、指揮支援本部に掲げる。
  - ② 県大隊旗は、県大隊本部（各県の後方支援活動場所）に掲げる。
  - ③ 県大隊指揮隊旗は、各指揮隊等で管理し、部隊運用訓練中は各指揮隊が担当する現地指揮所に掲げる。
- (6) 指揮支援部隊長、指揮支援隊長及び県大隊長は、部隊参集訓練から部隊運用訓練終了まで、それぞれのベスト・腕章を着用すること。
- (7) 後方支援本部の設置については、各県代表消防機関の判断とする。